

第四十六條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中 第三節 相談指導等(第四十六條―第四十九條)を「第二節 相談指導等(第四十六條―第五十一條)」に改め、「第五十一條の十六」を「第五十一條の十五」に改める。

第二十二條中「による自立支援給付」の下に「及び地域生活支援事業」を加え、「社会復帰施設その他の福祉施設」を削る。

第四條第一項中「若しくは社会復帰施設」を削り、同條第二項中「又は社会復帰施設」を削る。

第十二條中「第三十八條の第三項」の下に「同條第六項において準用する場合を含む。」を加える。

第十四條を次のように改める。
(審査の案件の取扱い)
第十四條 精神医療審査会は、その指名する委員五人をもつて構成する合議体で、審査の案件を取り扱う。

2 合議体を構成する委員は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、当該各号に定める員数以上とする。
一 精神障害者の医療に関し学識経験を有する者 二
二 法律に関し学識経験を有する者 一
三 その他の学識経験を有する者 一

第十九條の四第二項第五号中「第三十八條の第三項」の下に「同條第六項において準用する場合を含む。」を加える。

第十九條の五中「若しくは第二項」を、「第二項若しくは第四項」に改め、「第三十三條の第四項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第十九條の六中「の申請」を削る。
第二十二條の二中「精神障害者社会復帰施設の長若しくは」及び「同法附則第八條第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。」を削る。

第二十二條の四第二項中「この条において」を削り、同條第四項中「前項」を「第三項又は第四項後段」に改め、同項を同條第七項とし、同條第三項の次に次の三項を加える。

4 前項に規定する場合において、精神病院(厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めるものに限る。)の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて指定医以外の医師(医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十六條の四第一項の規定による登録を受けている)ことその他厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。以下「特定医師」という。)に任意入院者の診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、当該任意入院者の医療及び保護のため入院を継続する必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、十二時間を限り、その者を退院させないことができる。

5 第十九條の四の二の規定は、前項の規定により診察を行った場合について準用する。この場合において、同條中「指定医は、前條第一項」とあるのは「第二十二條の四第四項に規定する特定医師は、同項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。

6 精神病院の管理者は、第四項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

第三十三條第四項中「又は第二項」を、「第二項又は第四項後段」に改め、同項を同條第七項とし、同條第三項の次に次の三項を加える。

4 第一項又は第二項に規定する場合において、精神病院(厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めるものに限る。)の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて特定医師に診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害者のために第二十二條の三の規定による入院が行われる状態になり判定されたときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、本人の同意がなくても、十二時間を限り、その者を入院させることができる。

5 第十九條の四の二の規定は、前項の規定により診察を行った場合について準用する。この場合において、同條中「指定医は、前條第一項」とあるのは「第二十二條の四第四項に規定する特定医師は、第三十三條第四項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。

6 精神病院の管理者は、第四項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

第三十三條の三中「又は第二項」を、「第二項又は第四項後段」に改める。
第三十三條の四中第四項を第七項とし、第三項を第六項とし、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、「同項」の下に「又は第二項後段」を加え、同項を同條第五項とし、同條第一項の次に次の三項を加える。

2 前項に規定する場合において、同項に規定する精神病院の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて特定医師に同項の医療及び保護の依頼があつた者の診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、その者が、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害者のために第二十二條の三の規定による入院が行われる状態になり判定されたときは、同項の規定にかかわらず、本人の同意がなくても、十二時間を限り、その者を入院させることができる。

3 第十九條の四の二の規定は、前項の規定により診察を行った場合について準用する。この場合において、同條中「指定医は、前條第一項」とあるのは「第二十二條の四第四項に規定する特定医師は、第三十三條の四第二項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。

4 第一項に規定する精神病院の管理者は、第二項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

第三十三條の五中「前條第三項」を「前條第六項」に改め、「前條第一項」の下に「又は第二項後段」を加える。

第三十八條の二の見出しを「(定期の報告等)」に改め、同條に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、条例で定めるところにより、精神病院の管理者(第三十八條の七第一項、第二項又は第四項の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して厚生労働省令で定める期間を経過しないものその他これに準ずる者として厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、当該精神病院に入院中の任意入院者(厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。)の症状その他厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。

第三十八條の三第一項中「前條」を「前條第一項若しくは第二項」に、「第三十三條第四項」を「第三十三條第七項」に改め、同條に次の二項を加える。

5 都道府県知事は、第一項に定めるもののほか、前條第三項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めることができる。

6 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県知事が審査を求めた場合について準用する。

第三十八條の六第二項中「若しくは第二項」を、「第二項若しくは第四項」に改める。
第三十八條の七第二項中「若しくは第二項」を、「第二項若しくは第四項」に改め、「第三十三條の四第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同條第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「及び第二項」を、「第二項及び第四項」に改め、「第三十三條の四第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

第三十三條の四第一項中「又は第二項」を、「第二項又は第四項後段」に改め、同項を同條第五項とし、同條第一項の次に次の三項を加える。

4 前項に規定する場合において、精神病院(厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めるものに限る。)の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて特定医師に診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害者のために第二十二條の三の規定による入院が行われる状態になり判定されたときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、本人の同意がなくても、十二時間を限り、その者を入院させることができる。

5 第十九條の四の二の規定は、前項の規定により診察を行った場合について準用する。この場合において、同條中「指定医は、前條第一項」とあるのは「第二十二條の四第四項に規定する特定医師は、第三十三條第四項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。

6 精神病院の管理者は、第四項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた精神病院の管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第三十八条の七に次の一項を加える。

5 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

第四十七条第三項中「第五十条の二第六項において同じ」を削る。

第四十九条の見出し中「施設及び」を削り、同条第一項中「精神障害者社会復帰施設又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「精神障害者地域生活支援センター」を「障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援事業を行う者」に改め、同条第二項中「精神障害者社会復帰施設の利用又は」及び「精神障害者社会復帰施設の利用又は」を削り、同条第四項中「精神障害者社会復帰施設の利用又は」を削る。

「第三節 施設及び事業」を削る。

第五十条から第五十一条の二の五までを削り、第五十条の三を第五十条とする。

第五十一条を次のように改める。

(国の補助)

第五十一条 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、都道府県が行う精神障害者社会適応訓練事業に要する費用の一部を補助することができる。

第五十一条の四中、「精神障害者社会復帰施設の利用又は」を削る。

第五十一条の十三を削る。

第五十一条の十四第一項中「第三十三條の四第一項及び第三項」を「第三十三條の四第一項及び第六項」に改め、同条を第五十一条の十三とし、第五十一条の十五を第五十一条の十四とし、第五十一条の十六を第五十一条の十五とする。

第五十二条第四号中「第三十八條の七第三項」を「第三十八條の七第四項」に改める。

第五十三条第一項中「精神医療審査会の委員」の下に、「第二十二條の四第四項 第三十三條第四項若しくは第三十三條の四第二項の規定により診察を行った特定医師」を加える。

第五十四條第三号及び第四号を削る。

第五十五條第四号中「第三十八條の三第三項」の下に、「同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。」を加え、「同項」を「同条第三項」に改める。

第五十六條中「若しくは第三号」を削る。

第五十七條第一号中「第十九條の四の二」の下に、「第二十二條の四第五項 第三十三條第五項及び第三十三條の四第三項において準用する場合を含む。」を加え、同条第五号中「第二十二條の四第四項」を「第二十二條の四第七項」に改め、同条第六号中「第三十三條第四項」を「第三十三條第七項」に改め、同条第七号中「第三十三條の四第二項」を「第三十三條の四第五項」に改める。

附則第三項から第十三項までを削る。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十七條 施行日前に行われた附則第四十五條の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十二條第一項の規定による医療に必要な費用の負担については、なお従前の例による。

第四十八條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日において現に存する附則第四十六條の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(次条及び附則第五十条において「旧法」という。)第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設(政令で定めるものを除く。以下この条において「精神障害者社会復帰施設」という。)の設置者は、附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、当該精神障害者社会復帰施設につき、なお従前の例により運営をすることができ。

第四十九條 旧法第五十条の二第六項に規定する精神障害者地域生活支援センターの職員に係る旧法第五十条の二の二の規定による個人の身上に関する秘密を守らなければならない義務については、附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日以後も、なお従前の例による。

第五十条 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日以前に行われた旧法附則第三項から第七項までの規定による国の交付については、旧法附則第八項から第十三項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第八項中「附則第三項から前項まで」とあるのは「障害者自立支援法附則第四十六條の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「旧法」という。)附則第三項から第七項まで」と、旧法附則第九項中「附則第三項から第七項まで」とあるのは「旧法附則第三項から第七項まで」と、旧法附則第十項中「附則第三項」とあるのは「旧法附則第三項」と、旧法附則第十一項中「附則第四項」とあるのは「旧法附則第四項」と、旧法附則第十二項中「附則第五項から第七項まで」とあるのは「旧法附則第五項から第七項まで」と、旧法附則第十三項中「附則第三項から第七項まで」とあるのは「旧法附則第三項から第七項まで」とする。

第五十一条 知的障害者福祉法の一部を次のように改正する。

目次中「居宅生活支援及び」及び「指定居宅支援事業者及び」を削り、「居宅介護」を「障害福祉サービス」に改める。

第一条中「この法律は」の下に、「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)と相まつて」を加える。

第四条第一項から第十項までを削り、同条第十一項中「知的障害者居宅生活支援事業」を「特別区を含む。以下同じ。」「障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同法附則第八條第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。以下「障害福祉サービス事業」という。)」に改め、同項を同条とする。

第九条第一項及び第二項を次のように改める。

この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村による更生支援は、その知的障害者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、知的障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その知的障害者の現在地の市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第十五條の三十二第一項の規定により措置が採られて又は障害者自立支援法第二十九條第一項若しくは第三十條第一項の規定により同法に規定する訓練等給付費若しくは特別訓練等給付費の支給を受けて同法第五條第十六項に規定する共同生活援助を行う住居(以下この項において「共同生活住居」という。)に同居している知的障害者及び生活保護法(昭和二十五年法律第四十四號)第三十條第一項ただし書の規定により入所している知的障害者(以下この項において「特定施設入所知的障害者」という。)については、その者が共同生活住居又は同条第一項ただし書に規定する施設(以下「特定施設」という。)への入居又は入所の前に有した居住地(継続して二以上の特定施設に入居又は入所している特定施設入所知的障害者(以下この項において「継続入所知的障害者」という。)については、最初に入居又は入所をした特定施設への入居又は入所の前に有した居住地)の市町村が、この法律に定める更生支援を行うものとする。

ただし、特定施設への入居又は入所の前に居住地を有しないか、又は明らかでないかつた特定施設入所知的障害者については、入居又は入所の前に居住地を有しないか、又は明らかでないかつた特定施設入所知的障害者については、最初に入居又は入所をした特定施設への入居又は入所の前に有した居住地)の市町村が、この法律に定める更生支援を行うものとする。

第九條第五項中「市町村長」の下に「特別区の区長を含む。以下同じ。」を加える。

第十二條第二項中「八に掲げる業務」の下に「並びに障害者自立支援法第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務」を加える。

第十五條の三第一項中「更生支援」の下に「障害者自立支援法の規定による自立支援給付」を加える。

第四十九條 旧法第五十条の二第六項に規定する精神障害者地域生活支援センターの職員に係る旧法第五十条の二の二の規定による個人の身上に関する秘密を守らなければならない義務については、附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日以後も、なお従前の例による。

第五十条 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日以前に行われた旧法附則第三項から第七項までの規定による国の交付については、旧法附則第八項から第十三項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第八項中「附則第三項から前項まで」とあるのは「障害者自立支援法附則第四十六條の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「旧法」という。)附則第三項から第七項まで」と、旧法附則第九項中「附則第三項から第七項まで」とあるのは「旧法附則第三項から第七項まで」と、旧法附則第十項中「附則第三項」とあるのは「旧法附則第三項」と、旧法附則第十一項中「附則第四項」とあるのは「旧法附則第四項」と、旧法附則第十二項中「附則第五項から第七項まで」とあるのは「旧法附則第五項から第七項まで」と、旧法附則第十三項中「附則第三項から第七項まで」とあるのは「旧法附則第三項から第七項まで」とする。

第五十一条 知的障害者福祉法の一部を次のように改正する。

目次中「居宅生活支援及び」及び「指定居宅支援事業者及び」を削り、「居宅介護」を「障害福祉サービス」に改める。

第一条中「この法律は」の下に、「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)と相まつて」を加える。

第四条第一項から第十項までを削り、同条第十一項中「知的障害者居宅生活支援事業」を「特別区を含む。以下同じ。」「障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同法附則第八條第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。以下「障害福祉サービス事業」という。)」に改め、同項を同条とする。

第九条第一項及び第二項を次のように改める。

この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村による更生支援は、その知的障害者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、知的障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その知的障害者の現在地の市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第十五條の三十二第一項の規定により措置が採られて又は障害者自立支援法第二十九條第一項若しくは第三十條第一項の規定により同法に規定する訓練等給付費若しくは特別訓練等給付費の支給を受けて同法第五條第十六項に規定する共同生活援助を行う住居(以下この項において「共同生活住居」という。)に同居している知的障害者及び生活保護法(昭和二十五年法律第四十四號)第三十條第一項ただし書の規定により入所している知的障害者(以下この項において「特定施設入所知的障害者」という。)については、その者が共同生活住居又は同条第一項ただし書に規定する施設(以下「特定施設」という。)への入居又は入所の前に有した居住地(継続して二以上の特定施設に入居又は入所している特定施設入所知的障害者(以下この項において「継続入所知的障害者」という。)については、最初に入居又は入所をした特定施設への入居又は入所の前に有した居住地)の市町村が、この法律に定める更生支援を行うものとする。

ただし、特定施設への入居又は入所の前に居住地を有しないか、又は明らかでないかつた特定施設入所知的障害者については、入居又は入所の前に居住地を有しないか、又は明らかでないかつた特定施設入所知的障害者については、最初に入居又は入所をした特定施設への入居又は入所の前に有した居住地)の市町村が、この法律に定める更生支援を行うものとする。

第九條第五項中「市町村長」の下に「特別区の区長を含む。以下同じ。」を加える。

第十二條第二項中「八に掲げる業務」の下に「並びに障害者自立支援法第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務」を加える。

第十五條の三第一項中「更生支援」の下に「障害者自立支援法の規定による自立支援給付」を加える。

第四十九條 旧法第五十条の二第六項に規定する精神障害者地域生活支援センターの職員に係る旧法第五十条の二の二の規定による個人の身上に関する秘密を守らなければならない義務については、附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日以後も、なお従前の例による。

第五十条 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日以前に行われた旧法附則第三項から第七項までの規定による国の交付については、旧法附則第八項から第十三項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第八項中「附則第三項から前項まで」とあるのは「障害者自立支援法附則第四十六條の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「旧法」という。)附則第三項から第七項まで」と、旧法附則第九項中「附則第三項から第七項まで」とあるのは「旧法附則第三項から第七項まで」と、旧法附則第十項中「附則第三項」とあるのは「旧法附則第三項」と、旧法附則第十一項中「附則第四項」とあるのは「旧法附則第四項」と、旧法附則第十二項中「附則第五項から第七項まで」とあるのは「旧法附則第五項から第七項まで」と、旧法附則第十三項中「附則第三項から第七項まで」とあるのは「旧法附則第三項から第七項まで」とする。

第十五条の四第一項中「知的障害者居宅生活支援事業」を「障害福祉サービス事業」に、「利用の」を「利用についての」に改め、同条第二項中「知的障害者居宅生活支援事業」を「障害福祉サービス事業」に改める。

「第二節 居宅生活支援費及び施設訓練等支援費」を「第二節 施設訓練等支援費」に改める。

第十五条の五から第十五条の十までを次のように改める。

第十五条の五から第十五条の十まで 削除

第十五条の十一第一項中「規定する施設支給決定知的障害者」の下に「以下この条において「施設支給決定知的障害者」という。」を加え、「同条第三項」を「次条第三項」に、「期間内」を「期間（第十五条の十四の四第一項において「施設支給決定期間」という。）内」に、「知的障害者通勤支援に要する費用における」を「食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用その他の」に、「通勤支援日常生活費」を「特定費用」に改め、同条第二項第一号中「通勤支援日常生活費」を「特定費用」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額の百分の十に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

第十五条の十一第三項中「前項第一号」を「第二項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 施設支給決定知的障害者が同一の月に受けた指定施設支援に要した費用（特定費用を除く。）の額の合計額から、前項の規定により算定された当該同一の月における施設訓練等支援費の合計額を控除して得た額が、当該施設支給決定知的障害者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該同一の月における施設訓練等支援費の額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を下回る額の範囲内において政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額とする。

第十五条の十二第八項中「通勤支援日常生活費」を「特定費用」に改め、同条第十項中「前条第二項各号」を「前条第二項第一号」に改め、同条第十一項を次のように改める。

11 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会その他営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

第十五条の十四の次に次の三項を加える。

（施設訓練等支援費の特例）

第十五条の十四の二 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、知的障害者施設支援に要する費用を負担することが困難であると認められた施設支給決定知的障害者が受ける施設訓練等支援費の額は、第十五条の十一第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を下回る額の範囲内において市町村長が定めた額を控除して得た額とする。

（高額施設訓練等支援費の支給）

第十五条の十四の三 市町村は、施設支給決定知的障害者が受けた知的障害者施設支援、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第二項に規定する身体障害者施設支援及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるものに要した費用の合計額から当該費用につき支給された施設訓練等支援費、身体障害者福祉法第十七条の十第一項の施設訓練等支援費及び介護保険法第二十条に規定する介護給付等のうち政令で定めるものの合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該施設支給決定知的障害者に対し、高額施設訓練等支援費を支給する。

2 前項に定めるもののほか、高額施設訓練等支援費の支給要件、支給額その他高額施設訓練等支援費の支給に関し必要な事項は、知的障害者施設支援に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

（特定入所者食費等給付費の支給）

第十五条の十四の四 市町村は、施設支給決定知的障害者（知的障害者通勤支援に入所する者その他の厚生労働省令で定める者を除く。）のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「特定入所者」という。）が、施設支給決定期間内において、指定知的障害者更生施設等に入所し、当該指定知的障害者更生施設等から指定施設支援を受けたときは、当該特定入所者に対し、当該指定知的障害者更生施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用について、政令で定めるところにより、特定入所者食費等給付費を支給する。

2 第十五条の十二第七項から第十一項までの規定は、特定入所者食費等給付費の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十五条の十五中「居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費」を「施設訓練等支援費、高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費」に改め、「居宅支給決定知的障害者若しくは施設支給決定知的障害者又は知的障害者居宅支援若しくは」を削る。

第十五条の十六中「居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費」を「施設訓練等支援費、高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費」に改める。

「第二款 指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等」を「第二款 指定知的障害者更生施設等」に改める。

第十五条の十七から第十五条の二十三までを次のように改める。

第十五条の十七から第十五条の二十三まで 削除

第十五条の二十七から第十五条の二十三まで 削除

第十五条の二十八第一項中「施設訓練等支援費」の下に「、高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第十五条の二十八に次の一項を加える。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十五条の三十第一項第二号中「施設訓練等支援費」の下に「又は特定入所者食費等給付費」を加える。

「第三節 居宅介護、施設入所等の措置」を「第三節 障害福祉サービス、施設入所等の措置」に改める。

第十五条の三十二の見出しを「（障害福祉サービス等）」に改め、同条第一項中「知的障害者居宅支援を必要とする者」を「障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス（同法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む。以下「障害福祉サービス」という。）を必要とする知的障害者」に、「第十五条の五又は第十五条の七の規定により居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費」を「同法に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費」に、「その者」を「その知的障害者」に、「知的障害者居宅支援を提供し」を「障害福祉サービスを提供し」に、「知的障害者居宅支援の」を「障害福祉サービスの」に改める。

第十八条の見出しを「（知的障害者相談支援事業の開始）」に改め、同条中「知的障害者居宅生活支援事業又は」及び「（以下「知的障害者居宅生活支援事業等」という。）を削る。

第二十条第二項、第二十一条の二第一項及び第二十一条の三中「知的障害者居宅生活支援事業等」を「知的障害者相談支援事業」に改める。

第二十一条の四中「知的障害者居宅生活支援事業」を「障害福祉サービス事業」に改める。

第二十一条の五中「知的障害者サービス」を提供する」を「十八歳以上の知的障害者又はその介護を行う者を通じて、創作的活動の機会を提供、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与する」に改める。

第二十一条の五中「知的障害者サービス」を提供する」を「十八歳以上の知的障害者又はその介護を行う者を通じて、創作的活動の機会を提供、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与する」に改める。

第二十一条の五中「知的障害者サービス」を提供する」を「十八歳以上の知的障害者又はその介護を行う者を通じて、創作的活動の機会を提供、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与する」に改める。

第二十一条の五中「知的障害者サービス」を提供する」を「十八歳以上の知的障害者又はその介護を行う者を通じて、創作的活動の機会を提供、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与する」に改める。

第二十二條第一号の二を削り、同条第一号の三中「第十五条の十一」の下に、「第十五条の十四の三又は第十五条の十四の四」を、「施設訓練等支援費」の下に、「高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費（以下「施設訓練等支援費等」という。）を加え、同号を同条第一号の二とし、同条第一号の四を同条第一号の三とする。

第二十五条の見出し中「及び補助」を削り、同条第一号及び第二号中「第二十二條第一号の三」を「第二十二條第一号の二」に、「施設訓練等支援費」を「施設訓練等支援費等」に改め、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第二十二條第一号の三の費用（第二号の次に次の二号を加える。）
掲げる費用を除く。）については、その四分の一

四 第二十二條第一号の三の費用（居住地不明知的障害者についての第十五条の三十二第一項の行政措置に要する費用に限る。）については、その十分の五

第二十六条の見出し中「及び補助」を削り、同条第一号中「第二十二條第一号の三」を「第二十二條第一号の二」に改め、同条第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十二條第一号の三の費用（第十五条の三十二第二項の行政措置に要する費用を除く。）
第二十六條第二項を削る。

第二十七条中「扶養義務者」の下に「民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者という。」を加える。

第二十七条の四第一項中「居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費（第二十八條において「居宅生活支援費等」という。）を「施設訓練等支援費等」に改め、同条第二項中「指定居宅支援事業者及び一及び以下この項において「指定居宅支援事業者等」という。）を削り、「居宅生活支援費又は施設訓練等支援費」を「施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費」に、「当該指定居宅支援事業者等」を「当該指定知的障害者更生施設等」に改める。

第二十七条の五を第二十七條の七とし、第二十七條の四の次に次の二条を加える。
(報告等)

第二十七條の五 市町村は、施設訓練等支援費等の支給に關して必要があるときは、知的障害者、知的障害者の配偶者若しくは知的障害者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 第十五條の二十八第二項の規定は前項の規定による質問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第二十七條の六 市町村は、施設訓練等支援費等の支給に關して必要があるときは、知的障害者、知的障害者の配偶者又は知的障害者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは知的障害者の雇用主その他の關係人に報告を求めることができる。

第二十八條中「居宅生活支援費等」を「施設訓練等支援費等」に改める。
第三十二條中「第十五條の八第二項後段若しくは第十五條の九第二項の規定による居宅受給者証の提出若しくは返還又は第十五條の十三第二項後段若しくは」を「第十五條の十三第二項後段又は」に、「若しくは返還を」を「又は返還を」に改める。

附則第三項中「第十五條の十五まで」の下に「第十五條の三十二（第一項に限る。）」を加える。
附則第四項、第五項及び第八項中「第二十六條第一項」を「第二十六條」に改める。

第五十二條 知的障害者福祉法の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則（第一条―第八条）
第二章 実施機関及び更生援護

第一節 実施機関等（第九条―第十五條の三）
第二節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置（第十五條の四―第二十一條）
第三章 費用（第二十二條―第二十七條の二）
第四章 雑則（第二十八條―第三十二條）

附則

第四條の前の見出しを削り、第二章の章名を削り、同条から第八條までを次のように改める。
第四條から第八條まで 削除
第九條第一項中「対する市町村」の下に「特別区を含む。以下同じ。」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、第十六條第一項第二号の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法第二十九條第一項若しくは第三十條第一項の規定により同法第十九條第一項に規定する介護給付費等（第十五條の四及び第十六條第一項第二号において「介護給付費等」という。）の支給を受けて同法第五條第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一條第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所している知的障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十條第一項ただし書の規定により入所している知的障害者（以下この項において「特定施設入所知的障害者」という。）については、その者が障害者自立支援法第五條第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設、障害者支援施設、のぞみの園又は生活保護法第三十條第一項ただし書に規定する施設（以下この項及び次項において「特定施設」という。）への入所に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所知的障害者（以下この項において「継続入所知的障害者」という。）については、最初に入所した特定施設への入所に有した居住地）の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。ただし、特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた特定施設入所知的障害者については、入所前におけるその者の所在地（継続入所知的障害者については、最初に入所した特定施設への入所に有した所在地）の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。

第九條第五項中「第三項第三号」を「第四項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 前項の規定の適用を受ける知的障害者が入所している特定施設を設置者は、当該特定施設の所在する市町村及び当該知的障害者に対しこの法律に定める更生援護を行う市町村に必要な協力をしなければならぬ。

第十條第一項中「前条第三項各号」を「前条第四項各号」に、「同条第四項及び第五項」を「同条第五項及び第六項」に改める。
第十一條第二項中「知的障害者相談支援事業」を「障害者自立支援法第五條第十七項に規定する相談支援事業」に改める。

第十三條第四項第二号中「第九條第三項第三号」を「第九條第四項第三号」に改める。
第十五條の三第一項中「による自立支援給付」の下に「及び地域生活支援事業」を加える。
第十五條の四を削る。
第三章第二節を削る。

「第三節 障害福祉サービス、施設入所等の措置」を「第三節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置」に改める。

第十五条の三十二の見出しを「障害福祉サービス」に改め、同条第一項中「同法附則第八條第二項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む」を「同条第五項に規定する療養介護及び同条第十一項に規定する施設入所支援（以下この条及び次条第一項第二号において「療養介護等」という。）を除く」に、「同法に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費」を「介護給付費等（療養介護等に係るものを除く）」に改め、同条第二項を削り、第三章第三節中同条を第十五条の四とする。

第十六条の見出し中「施設入所等」を「障害者支援施設等への入所等」に改め、同条第一項第二号中「第十五条の十一の規定により施設訓練等支援費」を「介護給付費等（療養介護等に係るものに限る。）」に、「知的障害者更生施設等に入所させて」を「障害者支援施設若しくは障害者自立支援法第五條第五項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させて」に、「知的障害者更生施設等若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設」を「障害者支援施設等若しくはのぞみの園」に改める。

第十七条中「第十五条の三十二」を「第十五条の四」に改める。
第十四章の章名を削る。
第十八条及び第十八条の二を削る。
第十七条の二中「第十五条の三十二」を「第十五条の四」に改め、同条を第十八条とする。
第十九条及び第二十條を次のように改める。
第十九条及び第二十條 削除

第二十一条から第二十一条の三までを削る。
第二十一条の四中「障害福祉サービス事業」を「障害者自立支援法第五條第一項に規定する障害福祉サービス事業」に、「知的障害者支援施設」を「障害者支援施設等若しくはのぞみの園」に、「第十五条の三十二第一項」を「第十五条の四」に改め、同条を第二十一条とする。
第二十一条の五から第二十一条の九までを削る。

第三章第三節を同章第二節とする。
第三章を第二章とする。
第二十二条第三号を削り、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の三中「第十五条の三十二」を「第十五条の四」に改め、同号を同条第二号とし、同条第一号の二を削る。
第二十三條第三号を削る。

第二十五條第三号から第五号までを削り、同条第二号中「第二十二條第一号の二」を「第二十二條第三号」に、「第九條第一項に規定する居住地を有せず又は居住地が明らかでない知的障害者（以下この条において「居住地不明知的障害者」という。）」を「居住地不明知的障害者」に改め、「施設訓練等支援費等の支給（知的障害者通動察支援に係るものを除く。）」に要する費用に限る。及び第二十二條第二号の費用（「居住地不明知的障害者について」及び「知的障害者通動察に係るものを除く。）」を削り、同号を同条第四号とし、同条第一号中「第二十二條第一号の二の費用（知的障害者通動察支援に係る施設訓練等支援費等の支給に要する費用及び次号に掲げる費用を除く。）」及び同条第二号を「第二十二條第三号」に改め、「知的障害者通動察に係るものを除く。）」及び「のうち、福祉事務所を設置しない町村が行うもの」を削り、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第二十二條第二号の費用（次号に掲げる費用を除く。）」については、その四分の一
二 第二十二條第二号の費用（第九條第一項に規定する居住地を有しないか、又は居住地が明らかでない知的障害者（第四号において「居住地不明知的障害者」という。）についての行政措置に要する費用に限る。）」については、その十分の一
第二十六條中「又は第二十三條」及び「又は都道府県」を削り、同条第一号を削り、同条第二号中「第二十二條第一号の三」を「第二十二條第二号」に改め、「第十五條の三十二第二項の行政措

置に要する費用を除く。）」を削り、同号を同条第一号とし、同条第三号中「第二十二條第二号」を「第二十二條第三号」に改め、「知的障害者通動察に係るものを除く。）」を削り、同号を同条第二号とし、同条第四号及び第五号を削る。

第二十七條中「第十五條の三十二」を「第十五條の四」に改める。
第二十七條の二中「第二條第二項第四号」を「第二條第二項第三号」に改める。
第五章を第三章とする。
第二十七條の四から第二十八條までを削り、第二十七條の三を第二十八條とする。
第三十條中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。
第三十條の二を削る。
第三十二條を削り、第三十一條を第三十二條とし、第三十條の三を第三十一條とする。
第六章を第四章とする。
附則第三項中「第十五條の十一から第十五條の十五まで、第十五條の三十二（第一項に限る。）」を削る。

附則第四項から第十項までを削る。
（知的障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置）
第五十三條 附則第五十一條の規定による改正後の知的障害者福祉法（附則第五十五條において「新法」という。）第九條第二項の規定は、同項に規定する特定施設（以下この条において「特定施設」という。）に入居又は入所することにより、施行日以後に当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる同項に規定する特定施設入所知的障害者であつて、当該特定施設に入居又は入所をした際、当該特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に居住地を有していたと認められるものについて、適用する。

第五十四條 施行日前行われた附則第五十一條の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下この条及び次条において「旧法」という。）第十五條の五第一項に規定する指定居宅支援に係る同項の規定による居宅生活支援費の支給については、なお従前の例による。
2 施行日前行われた旧法第十五條の七第一項に規定する基準該当居宅支援に係る同項の規定による特例居宅生活支援費の支給については、なお従前の例による。
3 施行日前行われた旧法第十五條の十一第一項に規定する指定施設支援に係る同項の規定による施設訓練等支援費の支給については、なお従前の例による。
4 施行日前行われた旧法第十五條の三十二第一項の規定による行政措置に要する費用についての市町村の支弁及び知的障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

第五十五條 施行日において現に旧法第十五條の三十二第一項の規定による行政措置を受けて旧法第四條第一項に規定する知的障害者居宅支援が提供されている知的障害者は、政令で定めるところにより、施行日に、新法第十五條の三十二第一項の規定による行政措置を受けて障害福祉サービスが提供されている知的障害者とみなす。

2 新法第二十五條及び第二十六條の規定は、施行日以後に行われる新法第十五條の三十二第一項の規定による行政措置に要する費用について適用し、施行日以前に行われた旧法第十五條の三十二第一項の規定による行政措置に要する費用についての都道府県及び国の補助は、なお従前の例による。

第五十六條 当分の間、附則第五十二條の規定による改正後の知的障害者福祉法（以下この条及び附則第五十八條において「新法」という。）第九條第二項中「第十六條第一項第二号の規定により入所措置」とあるのは「第十五條の四若しくは第十六條第一項第二号の規定により入所若しくはは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」とあるのは「若しくはは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」とあるのは「若しくはは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」と、（入所して）」とあるのは「（入所し、又は生活保護法」とあるのは、共同生活住居又は生活保護法」と、（入所前）」とあるのは「（入所又は入居の前）」と、特定施設に入所して」とあるのは「特定施設に入所又は入居して」と、（入所した）」とあるのは「（入所又は入居をした）」と、同条第三項中「（入所して）」とあるのは「（入所し、又は入居し

て）」とする。

2 前項の規定により読み替えられた新法第九條第二項の規定は、同項に規定する特定施設（以下この項において「特定施設」という。）に入所又は入居をすることにより、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる新法第九條第二項に規定する特定施設入所知的障害者であつて、当該特定施設に入所又は入居をした際、当該特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に居住地を有していたと認められるものについて、適用する。

第五十七條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた附則第五十二條の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下この条から附則第六十條までにおいて「旧法」という。）第十五條の十一第一項に規定する指定施設支援に係る同項、旧法第十五條の十四の三第一項及び第十五條の十四の四第一項の規定による施設訓練等支援費、高額施設訓練等支援費及び特定入所者食費等給付費の支給については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧法第十五條の三十二又は第十六條第一項第二号の規定による行政措置に要する費用についての市町村の支弁並びに都道府県及び国の負担並びに当該費用についての知的障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

第五十八條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において現に存する旧法第五條第一項に規定する知的障害者援護施設（旧法第二十一條の五に規定する知的障害者デイサービスセンター及び旧法第二十一條の九に規定する知的障害者福祉ホームを除く。以下この項及び次項において「知的障害者援護施設」という。）の設置者は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、当該知的障害者援護施設につき、なお従前の例により運営をすることができる。

2 前項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた知的障害者援護施設については、当該知的障害者援護施設を障害者支援施設とみなして、新法の規定を適用する。ただし、旧法第二十一條の八に規定する知的障害者通動察については、新法第九條第二項及び第三項の規定は適用しない。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧法第十六條第一項第二号の規定による行政措置を受けて旧法第十五條の二十四第一項に規定する知的障害者更生施設等又はそのぞみの園に入所している知的障害者は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日、新法第十六條第一項第二号の規定による行政措置を受けて障害者支援施設又はそのぞみの園に入所している知的障害者とみなす。

第五十九條 旧法第四條に規定する知的障害者相談支援事業に従事する職員に係る旧法第十八條の二の規定による個人の身上に関する秘密を守らなければならない義務については、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後も、なお従前の例による。

第六十條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧法附則第四項及び第五項の規定による国の貸付けについては、旧法附則第六項から第十項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第六項中「前二項」とあるのは「障害者自立支援法附則第五十二條の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下「旧法」という。）附則第四項及び第五項」と、旧法附則第七項中「附則第四項及び第五項」とあるのは「旧法附則第四項及び第五項」と、旧法附則第八項中「附則第四項」とあるのは「旧法附則第四項」と、「第二十六條」とあるのは「旧法第二十六條」と、旧法附則第九項中「附則第五項」とあるのは「旧法附則第五項」と、旧法附則第十項中「附則第四項又は第五項」とあるのは「旧法附則第四項又は第五項」とする。

（社会福祉法の一部改正）

第六十一條 社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業、」を削り、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害福祉サービス事業（同法附則第八條第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。）
 第二条第三項第五号中「身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業、」を削り、同項第六号中「知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業、知的障害者地域生活援助事業又は」を削り、同項第七号中「及び同法に規定する精神障害者居宅生活支援事業」を削る。

第六十二條 社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設を運営する事業

第二条第二項第四号及び第五号を次のように改める。

四 障害者自立支援法附則第四十一條第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設を運営する事業

五 障害者自立支援法附則第五十八條第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設を運営する事業

第二条第三項第二号中「障害者相談支援事業」を削り、同項第四号の二中「平成十七年法律第百二十三号」を削り、「（同法附則第八條第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。）」を、「相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを運営する事業」に改め、同項第五号中「に規定する身体障害者相談支援事業」を「（昭和二十四年法律第百八十三号）に規定する」に改め、同項第六号中「に規定する知的障害者相談支援事業、同法に規定する知的障害者デイサービスセンターを運営する事業及び」を「（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する」に改め、同項第七号中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）に規定する」を「障害者自立支援法附則第四十八條の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する」に改める。

第六十三條 社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号を削り、同項第三号の二を同項第四号とし、同項第五号を次のように改める。

五 削除

第二条第三項第七号を次のように改める。

七 削除

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正）

第六十四條 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「児童居宅生活支援事業のうち児童居宅介護等事業及び」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第七十九條第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業（同法附則第八條第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。）のうち居宅介護、行動援護、外出介護又は共同生活援助を行う事業

第二条第二項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第六十五條 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二條第一項の規定による届出がなされた障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設

第二条第一項第四号中「（昭和二十六年法律第百四十五号）」を削り、「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）に規定する身体障害者更生援護施設のうち身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設」を「障害者自立支援法附則第四十一條第一項の規定により